

社会福祉法人美土里会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美土里会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に即して、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等<当法人職員（6時間以上勤務）を兼務>の者については、報酬を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会、評議員会出席以外の法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、法人旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (3) 役員等が、理事会および評議員会に出席した場合、法人旅費規程により旅費を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- 2 非常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期満了、または辞任、死亡により退任した者に別表2のとおり、支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、評議員、評議員選任・解任委員として一期（4年以上）、理事・監事として二期（4年以上）務めた者に支給する。

(役員等の報酬)

第3条 常勤役員等の報酬の上限月額は、別表3の定めによるものとする。ただし、前年度の経営活動を勘案し、上限を決定する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表4の定めによるものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月16日より施行する。

別表1（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日 額
法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表2（非常勤役員等の慰労金）

(1) 評議員

	金 額
退任に係る慰労金	50,000円

(2) 理 事

	金 額
退任に係る慰労金	50,000円

(3) 監 事

	金 額
退任に係る慰労金	50,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	金 額
退任に係る慰労金	50,000円

別表3（役員等の報酬）

役職名	役員報酬上限月額
理事長	上限月額 1,500,000円
理 事	上限月額 300,000円

別表4（職員給与との併給）

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬上限月額
理事長	上限月額 50,000円
理 事	上限月額 30,000円